

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t

2019.7
通巻 第147号



contents

- 令和元年度通常総会 1
- 平成30年度事業報告 8
- 令和元年度事業計画 14
- 理事会だより 19
- 新入会員紹介 20
- 社会保険労務士倫理綱領 21

北条鹿島（松山市）



愛媛県社会保険労務士会

令和元年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

令和元年6月12日午後2時より、ANAクラウンプラザホテル松山において令和元年度通常総会が開催された。成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があり、神野愛媛県副知事をはじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には東予支部小寺しのぶ会員、副議長に中予支部猪羽由秀会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について質疑応答がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第5号議案についてすべて原案通り承認された。

議事 第1号議案 平成30年度事業報告承認の件
 第2号議案 平成30年度決算報告承認の件（監査報告）
 第3号議案 令和元年度事業計画案審議に関する件
 第4号議案 令和元年度収入支出予算案審議に関する件
 第5号議案 役員改選に関する件

来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県	副 知 事	神野 一仁
四国厚生支局	総務管理官	長谷川一雄
愛媛県経済労働部労政雇用課	課 長	新堀 徳明
松山市産業経済部地域経済課	課 長	松浦 和仁
日本労働組合総連合会愛媛県連合会	会 長	弓立 浩二
愛媛労働局	局 長	繩田 英樹
労働基準部監督課	課 長	松本 城二
日本年金機構松山東年金事務所	所 長	都合 伸明
松山西年金事務所	所 長	谷本 茂
全国社会保険労務士会連合会	会 長	大西 健造
	事 務 局 長	早川 裕之
松山大学	法 学 部 教 授	
全国社会保険労務士会連合会	理 事	
社会保険労務士総合研究機構	所 長	村田 毅之
全国健康保険協会愛媛支部	支 部 長	家高 真信
愛媛県司法書士会	会 長	光田 正
愛媛県行政書士会	会 長	山本 大樹
四国税理士会愛媛県支部連合会	会 長	浜崎 友二
愛媛弁護士会	会 長	丸山 征寿
日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛）	副 所 長	山下 清
愛媛県土地家屋調査士会	会 長	山本 明宏
公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	会 長	合田 英昭
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部	支 部 長	木藤 環
公益社団法人愛媛労働基準協会	専 務 理 事	大西 清
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛媛支部	支 部 事 務 局 長	高岡 克政
衆議院議員 塩崎 恭久	参 議 院 議 員	山本 順三
衆議院議員 村上誠一郎	参 議 院 議 員	井原 巧
衆議院議員 白石 洋一	参 議 院 議 員	山本 博司
衆議院議員 山本 公一		





ご挨拶

愛媛県社会保険労務士会

会長 横本 恭弘

この度、総会での役員改選で会長に再任されました。今回の任期中において、次の50年に向けて、世代交代のための準備を進めて参りたいと考えています。

昨年は、7月に愛媛県南予地方を中心とした豪雨災害が発生しました。罹災証明が交付された件数は6,095件と多くの被害があり、愛媛会の会員も3名の方が床上浸水の被害に遭いました。もうすぐ1年になりますが、未だ復興への対応が行われており、被災された皆様には改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年平成30年は、社会保険労務士制度創設50周年という大きな節目を迎え、12月5日に東京で、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、約4,300人の参加者のもと、厳粛に記念式典が開催され、大きな節目を迎えるました。令和元年は社労士制度創設51年目を迎え、新たなステージの幕開けであると共に、100周年に向けてこれから50年の社労士制度のるべき姿を展望し、あらためて社労士法第1条に掲げる制度の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という原点の精神に立ち返りつつ、社労士制度の更なる発展及び社労士の地位向上を実現していくための第一歩を踏み出す大切な年であるといえます。また、昨年公布された働き方改革関連法により種々の改正法が順次施行されるとともに、労働力不足による外国人材の受入れ拡大など、様々な社会基盤の整備が進められていくなか、企業等の事業活動と国民の生活そのものに深く関わる社労士が担う役割への期待は、一層高まつてくるものと考えております。

連合会が過去に実施した調査結果によりますと、企業が社労士を選ぶ際に、その社労士の専門能力以外の人間力も含めた要素を決め手としている実態が明らかになりました。これから時代、人の心を動かし成果を上げるには、小手先のスキルやテクニックではなく、人としての根幹をなす『人間力』が重要です。すべての成功の秘訣は、人間関係が基盤とされています。人間関係は心の姿勢（マインド）と対人スキルによって良くも悪くもなります。

社労士制度の目的は、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」ですが、目指していることは「人を大切にする企業を増やすことで、人を大切にする社会の実現」です。すなわち「従業員の満足なくして顧客の満足なし、顧客の満足なくして、企業の繁栄なし」と言うことになります。

社労士に求められるマインド力は、「人間関係の質を高める」、「人間力を強化する」ことになります。松下幸之助は「宇宙に存在するすべてのものは、常に生成し、絶えず発展する。万物は日に新たであり、生成発展は自然の理法である。人間には、この宇宙の動きに順応しつつ万物を支配する力が、その本性として与えられている」と言っています。

これから、AIの時代になりますが、不易流行の不易の本質が「人間力」で、流行の変えるものの変化が「IOTやAI」などになります。本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものも取り入れていくこと。また、新味を求めて変化を重ねていく流行性こそが不易の本質です。

「人間力」を纏めると、「周囲の人々にプラスの影響を与える力」、「能力・スキル・知識といった頭の力以外のその人の考え方・生き方など」、「人間力は、すべての能力の基盤になる力」、「自立した人間として力強く生きていくための本質力」であり、一言集約すると「人や組織を巻きつけ、動かす対人影響力と行動力、発想力の総称」だと思います。「人徳」と「熱意」です。

何よりも、社労士は人の心を大切にする士業です。社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますことをお願いし、再任のご挨拶とさせていただきます。



祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造

本日ここに、愛媛県社会保険労務士会令和元年度通常総会が盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

また、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、日頃より、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、7月の豪雨による岡山県倉敷市真備町の水害、9月に発生した北海道胆振東部地震など様々な自然災害が発生しました。また、東日本大震災の発生から8年が経過しましたが、いまだ復興への対応が行われている状況にあり、被災された皆様には改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成30年は、社会保険労務士制度創設50周年という大きな節目を迎え、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、約4,300人の参加者のもと、厳粛に記念式典を開催したほか、年間を通して様々な記念事業を執り行いました。

本年度は、社労士にとって、新たなステージの幕開けであるとともに、100周年に向けてこれから50年を展望し、あらためて社会保険労務士法第1条に掲げる制度の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という原点の精神に立ち返りつつ、社労士制度の更なる発展及び社労士の地位向上を実現していくための第一歩を踏み出す大切な年度であるといえます。

また、昨年公布された働き方改革関連法により種々の改正法が順次施行されるとともに、労働力不足による外国人材の受入れ拡大など、様々な社会基盤の整備が進められていくなか、企業等の事業活動と国民の生活そのものに深く関わる社労士が担う役割への期待は、一層高まつてくるものと考えております。

従前より展開している「5つの柱」事業に関しては、継続性を持って重点的に取り組んでいくこといたします。社労士の事業開発については、社労士制度推進戦略室を中心に情報収集を図り、特に、働き方改革に関する事項については、今年度より施行された改正労働基準法等の企業における対応状況等の把握に努めるとともに、来年度以降施行される内容に関しては、業種・規模を問わずあらゆる企業等において対応が求められることから、時機を逸することなく必要な施策を検討し、研修事業等との連動を図って実施することいたします。

国際化事業については、ILO、JICA及び厚生労働省など関係機関と連携して発展的に展開していくこととし、特にインドネシア共和国への支援においては、平成29年12月に締結したBPJS雇用との間の技術協力等にかかる合意書に基づき、対応を強化して参ります。また、社労士類似制度を運用する欧州諸国や社労士制度に関心を持つアジア諸国との良好な関係を構築し、相互の制度発展に向けた活動を推進いたします。

業務侵害行為の防止に関する事業については、社労士法第27条に違反する業務侵害行為等が、労務管理の適正性を損ない、労働者等の権利に対する重大な侵害に繋がり得るものであり、社労士制度の根幹に関わる極めて重要な問題であるという認識のもと、都道府県社会保険労務士会との情報連携を強化し、業務侵害行為の恐れのある行為も含め、厳正かつ適切な対応への支援を行うことといたします。

デジタル・ガバメント対応に関する事業については、政府が進める行政手続簡素化に向けた様々な施策について、その動向を注視するとともに、適時に専門家としての知見と実績を活かした積極的な提言を行って参ります。

街角の年金相談センターの運営に関する事業については、日本年金機構との業務受託契約第3期目の初年度であり、これまで以上に国民から信頼が得られるよう、効率的かつ効果的な相談員等研修の実施及び指導監査等による適正な業務運営を推進いたします。

また、広報に関する事業については、「人を大切にする働き方改革の専門家＝社労士」を連合会及び都道府県会の共通イメージとして捉えた広報を展開して参ります。

当連合会は、引き続き、社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、貴会及び貴会会員の皆様のご協力のもとに、各種事業を展開していくこととしております。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のお祝いの言葉と致します。



就任にあたって

副会長・業務監察・広報委員長 成川 献次

この度、副会長及び業務監察・広報委員長を拝命しました成川献次です。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度は、社会保険労務士制度創設50周年という大きな節目を迎え、12月に東京で天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、全国から社労士約4,300人の参加のもと厳粛に記念式典が行われ、愛媛県会においても記念式典が開催されました。

本年度は、社労士にとって新たなステージの幕開けであるとともに100周年に向け、社労士制度の更なる発展及び社労士の地位向上を実現していくための第一歩を踏み出す大切な年度であります。4月から「働き方改革関連法」が順次施行されるとともに、外国人材の受け入れ拡大など、様々な社会基盤の整備が進められていくなか、主に中小企業の事業活動と国民の生活に深く関わる社労士が担う役割への期待は、一層高まつくると考えられます。このような中、愛媛県社会保険労務士会において令和元年度通常総会で承認されました事業について、継続性をもって取り組んでいくことが重要であると考えております。

業務監察・広報に関しては、社労士法第27条に違反する業務侵害行為等が労務管理の適正性を損ない、労働者等の権利に対する重大な侵害につながり得るものであり、社労士制度の根幹に関わる極めて重要な問題であるという認識のもと、全国社会保険労務士会連合会との連携により、業務侵害の恐れのある行為、また社労士の倫理違反行為も含め、厳正かつ適切な対応をとることとしております。広報については、10月の「社労士月間」及び12月2日の「社労士の日」を中心に進めていきたいと考えております。



就任にあたって

副会長・事業委員長 薦田 勉

この度、副会長及び事業委員長を拝命しました薦田勉です。

社労士制度創設50年の節目を過ぎ、次の50年へのスタートとなる令和元年度は、働き方改革への取組みへの積極的な関与が期待されるなど、我々社労士に対する行政、民間事業者、一般市民からの期待はますます大きくなっているといえます。

こういった期待に応えていくためにも、我々社労士は、日々研鑽を怠らないだけでなく、日頃から高い倫理観をもって業務を遂行していかなければなりません。

私は、平成29年度から平成30年度まで、全国社会保険労務士会連合会の倫理委員会委員という貴重な経験をさせていただきましたが、その中で再認識したことがあります。

それは、社労士は公的な機関ではなく、あくまでも民間の一事業者であるものの、国家資格者として国から認められた存在である以上、一般の民間事業者よりも高い倫理観をもって行動しなければならない、ということです。

社労士による不適切な広告や情報発信、障害年金への不適切な対応、助成金不正受給手続き等の違法行為、適正な労使関係を損なう行為等に対する苦情が寄せられることがあります、これらの苦情の一つ一つが、これまで50年の歴史で積み上げてきた我々社労士への信頼が棄損しているといえます。

働き方改革関連法の施行で我々社労士のビジネスチャンスが拡大していることは間違ひありません。しかし、同時に、電子化の進展が社労士の業務を脅かすのではないか、ともいわれています。今、我々はある意味激動の時代の真っただ中にいるのかもしれません。

こういった時代だからこそ、職業倫理を高く持ち、一社労士の行動が本県360名余の社労士、ひいては全国4万人余の会員とつながっているということを常に意識して業務を遂行しなければならないのではないでしょうか。



就任のご挨拶

副会長・南予支部長 岡本 恭英

このたび、副会長及び南予支部長を拝命いたしました岡本恭英です。理事就任1年目でいきなりの大役を仰せつかり身の引き締まる思いですが、愛媛県社会保険労務士会及び南予支部の発展のために、微力ではございますが与えられた任期の2年間を全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。

今年度の通常総会開会挨拶の際に横本会長からご紹介頂いた「人間力向上研修」が連合会ホームページの研修システムから受講できます。早速、私も受講してみました。これまでの私は、事務処理のスキルの向上や法改正情報等の知識向上には積極的に取り組んでまいりましたが、社会保険労務士という有資格者であることに胡坐をかいて、「人徳+熱意=人間力」の向上は後回しになっていたように思います。顧客及び社会から信頼を得るために、専門的な実務知識や事務処理能力はもちろんのこと、人間力が求められていることを痛感いたしました。AIやテクノロジーの発展によりその流れは今後ますます加速するであろう事が想像できます。今回理事に就任させて頂いたのは、人間力向上のチャンスを頂いたものと感謝しております。

南予支部においては、前任の理事が長きにわたって支部長及び副支部長を務めていただきました。私たちは、それに甘えてしまい支部の運営をほとんど任せきりにしていたところがあります。恥ずかしい話ですが、このたび南予支部長に就任するにあたり、事務処理等の引き継ぎを受け、初めて支部運営の大変さを知ると同時に前任理事のご尽力に頭の下がる想いでした。今後も引き続き、先輩方の築いてこられた伝統を汚すことなく、守るべきものと、変えていくものを的確に見極めて支部運営にあたり、次の世代へつなげて行きたいと考えています。今年度も支部研修会や厚生事業を計画いたしますので、支部会員の皆様におかれましては、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、以上をもちまして副会長及び南予支部長就任のご挨拶とさせていただきます。



就任のご挨拶

常任理事・東予支部長 加藤 久雄

このたび横本会長より東予支部長を拝命いたしました東予支部の加藤久雄でございます。

久しぶりに東予支部長という重要なポストに就き、身の引き締まる想いです。さて、「平成」から「令和」へと改元され、「働き方改革」にも見られますように徐々に社労士の職域が拡大され、地域企業、労働者からもあてにされる存在になるなど、社労士に対する環境が改善されておりましたのは周知のとおりです。

しかし、反面、各会員個人個人が資質向上を図るなど、要望に応えうる社労士となっていかなくてはならないと思います。

そこで東予支部といたしましては、愛媛県社会保険労務士会の研修委員会とのすみわけを図りながら、支部会員の皆様の資質向上の一助となる実務に即した研修会を開催してまいります。

労働関係行政機関の方々に意見交換会などに、積極的に参加していただけるよう、行政機関との連絡を密にしてまいりたいと思います。また、会員相互の親睦を図るための厚生事業の実施をしてまいりたいと思います。

今後2年間、東予支部役員に就任された7名の方々と協力してより良い支部運営となるよう、努力してまいりますので、東予支部会員の皆様方のご協力を宜しくお願いいたします。



就任のご挨拶

常任理事・総務委員長 栗田 欣典

この度、総務委員長の職を仰せつかりました中予支部の栗田欣典です。初めて委員会をお預かりする中で、諸先輩方が連綿と受け継いでこられたお役目を振り返りながら、微力ではありますが、チャレンジ精神をもって取り組んでいきたいと思います。

総務委員会の担いとしまして、会報の作成、ホームページに関する事項、会則の整備などがあります。会報につきましては、社労士会一人ひとりの声や活動を形にして、年に4回、会員の皆様にお届けさせていただきます。

結びになりますが、人や仕事の出会いは一瞬早からず遅からずということで、いただいた機会をしっかりと学びの機会にすると共に、社労士会のお役に立てるよう努めてまいりたいと思います。何卒ご協力ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事・研修委員長 武田 一展

この度、会長より研修委員会の委員長を拝命いたしました中予支部の武田一展です。

「研修委員会に入りたいです。」と会長に申し上げたのは事実ですが、研修委員としての実績も無いままよもや委員長の大任を務めることになろうとは思いもよませんでした。とは言え、何もわからないからこそ手掛けられることも多々あるのではないかと密かに考えを巡らせております。

ご承知のとおり研修委員会では倫理研修、業務研修、新人研修、安全管理研修等の研修会の企画・運営とメンタリング制度、自主研修補助制度の運用を担当しています。どの研修も重要ではありますが取り分け「新人研修」について力を入れて改革を実施して行きたいと考えております。新人の方々が全員、早期に軌道に乗ることができれば県内社労士全体の認知、関与、顧問契約といった活躍できる土壌を広く耕し、「地域から當てにされる社労士」としての信頼を底上げすることに必ず繋がるはずだからです。

「新人研修」以外については、私自身「ビジネスガイド」「SR」「企業法務」という三誌を予約購読しているのですが「目次どころか表紙を見ただけで、又本棚に並べるのか。」と毎月3回自責の念に駆られているしだいです。おそらくは皆様も同様に、社労士の義務と責任である「知識の滋養」の機会を日々の業務によって失われているのではと勝手に案じております。そのような中にあって県会が実施する「研修会」への期待は大きいものと捉えて……。

一人だけ挨拶文が1ページを超えそうな勢いですのでこの辺りで止めますが、全国社労士連合会研修委員会担当副会長のご指導の下、委員一同で県会と会員の皆様の益々の発展の為に尽力して参りますので、ご支援ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事・中予支部長 新木本 恵美

社労士会に入会以来、歴代の支部長の事務所を訪問するのを密かな趣味としてきましたが、まさか支部長の事務所に遊びに行けない日が来ることなど想像もしていませんでした。

今期、中予支部長を拝命し、自分には身分不相応な大役であることは重々承知の上で、謹んでお受けしました。

昨今、女性活躍推進法が施行され、女性の活躍を後押し、要職に女性を！という世の風潮がありますが、今回の支部長への登用については、「支部長に1人は女性を就けること」というような規定が、社労士法や県会の会則の改正があって作られ、守られたものではありません。その中で、大役に抜擢して頂き、愛媛県会初の女性支部長という恐れ多い事態となりましたが、この初めての試みで何か問題があればこの後、女性を支部長に就けるということがなくなってしまうのではないかと、支部長という役職の責任に加え、その重責を改めて感じている今日この頃です。

ですが、何かの規定で定められた登用でなく、性別など関係なく、私の「人間力」の可能性に期待して任せて頂いたのであれば、微力ではありますが、誠心誠意務めさせて頂きたいと思います。

歴代の支部長のようなキャリアも実績も、まだまだありませんが、会員の皆様、そして関係行政機関の皆様に、身近にいて親しみやすく、少しは役に立つ支部長となれるよう、2年間、努力して参りたいと思います。まだまだ未熟者です。ご指導ご鞭撻の程、どうぞ宜しくお願い致します。



就任のご挨拶

常任理事・財務委員長 山内 学

この度、財務委員長を拝命致しました山内学です。会の運営にとって大事な財務について、その任にあたって身の引き締まる思いです。

昨年、社会保険労務士制度創設50周年となり、今年は新たな一歩を刻むこととなりました。社会の変革著しく、特に労働社会保険分野においてはこれまでの常識から大きく変わろうとしています。社会保険労務士としても個人としても、社会のなかでどうお役に立てるのか、問われているように思います。

今回、各委員会の委員に新しい方にも入って頂いています。愛媛県社会保険労務士会も人の集まりである以上、社会を形成していると言えます。皆様のご協力あっての会の運営です。何卒よろしくお願い致します。

就任したばかりで大きなことは言えませんが、会員の皆様のお役に立てるよう精一杯努めて参ります。

平成30年度事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

昨年7月6日に公布された『働き方改革関連法』が、いよいよ本年4月1日から順次適用され、事業主、労働者を取り巻く環境が大きく変化することが予想されるところであり、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）の果たす役割にも、大きな期待が寄せられている。

このような状況の中、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）では、関係行政機関の職員や他士業団体の役員等多くの来賓を迎えて社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）制定50周年記念式典を盛大に開催し、会員の意識向上と相互の親睦を図るとともに、行政等との連携を一層強化しながら積極的な事業展開を図り、西日本豪雨で甚大な被害のあった大洲市、西予市で開催された愛媛県主催の相談会に相談員を派遣し、被災者の相談にあたった。さらに、社労士個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、平成30年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面において社労士法制定50周年記念式典の全国大会や、愛媛会の50周年式典について特集を組むなど紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」的な紙面となることを目指し、「フレッシュ会員広場」では、入会間もない会員の紹介を続けると共に、「みかけによ欄」では会員の意外な発見をして頂けるよう、より多くの会員から寄稿して頂くよう努力した。

- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップしてきた。

2. 財務委員会

- 健全な財務運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

(1) 広報普及事業について

- 社労士制度推進月間に各地に相談員を派遣するなど愛媛会主催事業に加えて、みんなの生活展への参加、お仕事フェスタ等の共催等を積極的に推進した。

(2) 社会貢献事業について

- 高等学校での出前授業を8校開催した。また、西日本豪雨災害で甚大な被害があった大洲市、西予市で開催された愛媛県主催の相談会に相談員を派遣し、被災者の相談にあたった。

(3) 行政協力について

- 労働保険年度更新受付会等に相談員を派遣するなど、行政からの協力依頼に積極的に協力した。

(4) 50周年記念事業

- 愛媛労働局を始めとした関係行政機関職員、他士業団体役員等の来賓、150名の会員の出席の下、SR経営労務センターと共に、平成31年2月15日にANAクラウンプラザ松山にて記念式典を開催した。

4. 研修委員会

(1) 倫理研修について

- 社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により実施した。

(2) 必須研修について

- 会員の求めるニーズを的確に捉えるため、重要度、タイムリ一度などを考慮して、専門的な能力を習得するための研修を実施した。

(3) 新人研修について

- 必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、愛媛会の組織行政協力、支部の活動についての理解を深め、愛媛会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような開業者研修を実施した。

(4) 安全管理研修について

- 花王サニタリーブロダクツ愛媛株式会社にて工場見学を実施した。工場見学では製品の原材料から製造、袋詰めから出荷まで商品が作られる工程など、製造過程を見学した。工場見学後の説明会では、社内で行われている安全講習や取り組み事例を説明していただき、安全教育の重要性について認識を深めることができた。

(5) 支部研修との連携について

- 各支部研修と愛媛会の研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。

(6) メンタリング制度及び自主研修会への補助について

- メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。

- ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防を図った。

- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。

- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、ラジオでのスポットCM、愛媛経済レポート、法人会広報への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る愛媛新聞紙上広告、24時間テレビCMや愛媛マラソンプログラムCM等への有料広告の他に、近隣7市町の広報誌等の無料広告を活用して、多方面の広報活動を推進した。
- ⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンに参加し、社労士会員の元気を創出するとともに、Tシャツ、ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた社労士の健全な知名度アップを図った。
- ⑥ 12月2日「社労士の日」に合わせて、連合会と連携をとってホームページ等で社労士活用促進等の広報を行った。
- ⑦ ホームページのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図った。

6. 各支部

- (1) 東予支部
 - ① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行い、支部役員の意見をもとに実務的なテーマを選定することにより、参加者の拡大に努めた。
 - ② 前年、労働行政との意見交換会が空振りに終わったことを反省し、監督行政に熱いアプローチをした結果、真摯なリアクションがあり、5人の参加者を得て、実に有意義な一時となった。なお、一層の努力を重ねて、安定行政にも参加を呼びかけていきたい。
 - ③ 支部役員会を開催し、研修会の講師依頼、厚生事業の企画立案を行い、役員全員が協力して運営にあたった。
 - ④ 11月日帰り旅行（厚生事業）を実施し、会員相互の親睦を深めることができた。次年度においては忘年会となる予定。
- (2) 中予支部
 - ① 外部環境の変化を踏まえ、実務的なテーマにて研修を2回開催し、支部会員の資質の向上を図るとともに、意思疎通の円滑化に努めた。
 - ② 年金事務所等との意見交換会への参加、厚生事業への参加を支部会員に呼びかけることを通じ、会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚に努めた。
 - ③ 支部研修会のテーマ選定、企画、運営を支部役員が各自責任をもって担当することにより、会務への理解を深めた。
- (3) 南予支部
 - ① 今年度南予支部では、夏の豪雨災害で支部会員も被災、支部長や現職会員が亡くなるなど大変な1年であったが、事業面では計画通り、法律の改正などに対応した内容の研修事業等を行政の協力を得て行った。また、事務能力の向上を図るため、より多くの会員が参加できるよう実務的な研修を中心に実施した。
 - ② 年金事務所との連絡会議を開催して当面の諸問題について意見交換を行った。また、会員間の親睦を行うための支部会や懇親会を実施し、今後の南予支部のあり方（役員の選出の方法等）など真剣な取り組みを行った。

7. 総合労働相談所

総合労働相談所は、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の研修等により相談対応の質を高め、一層実績を挙げるための活動を推進した。また、労働紛争解決センター愛媛と相互の連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与した。

8. 労働紛争解決センター愛媛

- (1) あっせんについて
 - 総合労働相談所との連携に努めた結果、1件のあっせんを受理した。
- (2) 研修について
 - あっせん委員候補者及び総合労働相談所相談員の知識の習得、相談及びあっせん技術の向上を目指して、あっせんの実際を内容とした研修会を開催した。
- (3) 広報について
 - 総合労働相談所の相談件数を増やすことが、あっせん件数の増加に繋がるので、総合労働相談所と連携して広報活動を進めた。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行なった。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。
- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。
- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- (8) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。
- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備した。
 - ① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
 - ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

平成30年度決算報告

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,500,757	24,447,045	△ 5,946,288
未収会費	618,000	432,000	186,000
未取金	0	363,320	△ 363,320
仮払金	88,024	0	88,024
流動資産合計	19,206,781	25,242,365	△ 6,035,584
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	14,473,038	13,471,897	1,001,141
記念事業積立金	1,871,754	4,054,281	△ 2,182,527
特定資産合計	16,344,792	17,526,178	△ 1,181,386
(2) その他固定資産			
建物	39,522,788	40,529,738	△ 1,006,950
什器備品	414,633	138,515	276,118
土地	25,245,000	25,245,000	0
ソフトウェア	1	1	0
その他固定資産合計	65,182,422	65,913,254	△ 730,832
固定資産合計	81,527,214	83,439,432	△ 1,912,218
資産合計	100,733,995	108,681,797	△ 7,947,802
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,809,540	7,021,796	△ 5,212,256
前受会費	336,000	312,000	24,000
預り金	413,185	494,960	△ 81,775
流動負債合計	2,558,725	7,828,756	△ 5,270,031
2. 固定負債			
長期借入金	17,881,307	20,000,000	△ 2,118,693
固定負債合計	17,881,307	20,000,000	△ 2,118,693
負債合計	20,440,032	27,828,756	△ 7,388,724
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	80,293,963	80,853,041	△ 559,078
正味財産合計	(16,344,792)	(17,526,178)	1,181,386
負債及び正味財産合計	80,293,963	80,853,041	△ 559,078
	100,733,995	108,681,797	△ 7,947,802

財産目録

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 伊予銀行本店 伊予銀行松山駅前 伊予銀行本店 定期預金 伊予銀行松山駅前 未収会費 仮払金 東予支部	運転資金として 一般会計 一般会計 連合会試験事務 一般会計 3,558,013 3,558,013 618,000 88,024 88,024
		流動資産合計	19,206,781
(固定資産)	会館維持積立金 記念事業積立金	定期預金 愛媛銀行本町	14,473,038 14,473,038
特定資産		普通預金 伊予銀行松山駅前	1,871,754 1,871,754
その他固定資産	建物 什器備品 土地 ソフトウェア		65,182,422 39,522,788 414,633 25,245,000 1
固定資産合計			81,527,214
資産合計			100,733,995
(流動負債)	未払金 社労士謝金 前受会費 預り金 所得税 社会保険料 連合会 雇用保険料	年金事務所謝金	1,809,540 1,809,540 336,000 413,185 209,430 156,212 2,400 45,143
流動負債合計			2,558,725
(固定負債)	長期借入金 SRセンター		17,881,307 17,881,307
固定負債合計			17,881,307
負債合計			20,440,032
正味財産			80,293,963

正味財産増減計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	35,790,000	35,741,000	35,056,000	685,000
入会金	750,000	855,000	710,000	145,000
会員会費	35,040,000	34,886,000	34,346,000	540,000
事業収益	27,502,440	25,170,281	39,277,577	△ 14,107,296
年金事務所受託収入	23,540,000	23,216,765	27,189,962	△ 3,973,197
街角の年金相談センター・鈴山(オフィス)受託収入	3,000,000	1,036,902	2,496,059	△ 1,459,157
試験事務受託収入	100,000	99,829	99,774	55
専門家派遣・相談等支援事業受託収入	0	0	7,101,202	△ 7,101,202
ゆうちょ銀行受託収入	262,440	795,185	1,930,500	△ 1,135,315
協会けんぽ受託収入	600,000	21,600	460,080	△ 438,480
受取負担金	3,246,000	6,510,938	2,083,589	4,427,349
研修事業負担金	830,000	152,000	475,000	△ 323,000
諸物領布斡旋収入	700,000	329,138	409,589	△ 80,451
東予支部事業負担金	632,000	565,000	490,000	75,000
中予支部事業負担金	570,000	263,000	243,000	20,000
南予支部事業負担金	514,000	162,000	466,000	△ 304,000
労働紛争解決センター関係費	0	40,000	0	40,000
記念事業負担金収入	0	4,999,800	0	4,999,800
受取交付金	14,220,000	13,572,239	13,840,340	△ 268,101
連合会等交付金等収入	1,590,000	1,815,236	1,750,980	64,256
各種団体交付金等収入	12,630,000	11,757,003	12,089,360	△ 332,357
雑収益	275,000	513,725	220,547	293,178
受取利息	5,000	1,669	1,815	△ 146
雑収入	270,000	512,056	218,732	293,324
経常収益計	81,033,440	81,508,183	90,478,053	△ 8,969,870
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	7,374,000	7,341,000	7,217,100	123,900
2. 人件費支出	19,755,000	18,342,955	27,214,897	△ 8,871,942
給料手当	16,107,000	14,037,991	15,752,279	△ 1,714,288
法定福利費	2,500,000	2,389,428	2,306,202	83,226
中退共掛金	300,000	246,000	360,000	△ 114,000
謝金	848,000	1,669,536	8,796,416	△ 7,126,880
3. 事業費支出	59,647,440	56,383,306	53,711,112	2,672,194
研修費	4,360,000	2,304,666	2,668,093	△ 363,427
広報宣伝費	2,730,000	1,838,057	2,069,767	△ 231,710
総合労働相談事業費	1,800,000	1,220,066	1,233,060	△ 12,994
労働紛争解決センター費	1,380,000	251,589	311,912	△ 60,323

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
労働条件審査費	100,000	0	0	0
会報発行費	870,000	900,468	791,482	108,986
諸物領布斡旋費	600,000	221,587	344,997	△ 123,410
行政等連絡費	200,000	33,880	47,720	△ 13,840
行政協力等費	24,140,000	24,116,951	28,187,165	△ 4,070,214
会員厚生費	500,000	614,402	247,910	366,492
名簿発行費	200,000	193,330	194,616	△ 1,286
会則等整備費	200,000	0	70,740	△ 70,740
表彰費	150,000	0	24,860	△ 24,860
東予支部費	1,450,000	1,140,358	993,984	146,374
中予支部費	2,000,000	1,155,657	1,109,390	46,267
南予支部費	914,000	562,000	866,000	△ 304,000
租税公課	2,233,000	2,298,300	2,758,800	△ 460,500
総会費	1,300,000	1,473,476	1,161,856	311,620
会議費	3,706,000	1,420,304	1,446,880	△ 26,576
地域協議会費	1,500,000	870,790	890,032	△ 19,242
賃借料	700,000	617,151	633,193	△ 16,042
旅費交通費	600,000	126,720	207,104	△ 80,384
印刷製本費	800,000	635,469	774,863	△ 139,394
通信運搬費	1,350,000	799,918	990,988	△ 191,070
涉外費	500,000	290,320	260,977	29,343
水道光熱費	600,000	568,196	612,428	△ 44,232
修繕費	300,000	0	0	0
支払利息	110,000	103,042	396,000	△ 292,958
事務局費	3,354,440	3,140,441	3,335,821	△ 195,380
消耗品費	0	35,380	0	35,380
記念事業費	1,000,000	8,338,356	0	8,338,356
減価償却費	0	1,112,432	1,080,474	31,958
4. 予備費	2,500,000	0	0	0
経常費用計	89,276,440	82,067,261	88,143,109	△ 6,075,848
当期経常増減額	△ 8,243,000	△ 559,078	2,334,944	△ 2,894,022
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,243,000	△ 559,078	2,334,944	△ 2,894,022
一般正味財産期首残高	80,853,041	80,853,041	78,518,097	2,334,944
一般正味財産期末残高	72,610,041	80,293,963	80,853,041	△ 559,078
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	72,610,041	80,293,963	80,853,041	△ 559,078

正味財産増減計算書内訳表

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	記念事業 特別会計	統計操作	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部							
1. 事業活動収支の部							
(1) 事業活動収入							
会費収入	35,741,000	0	0	0	0	35,741,000	
入会金	855,000	0	0	0	0	855,000	(注1)
会員会費	34,886,000	0	0	0	0	34,886,000	(注2)
事業収入	23,338,194	795,185	1,036,902	0	0	25,170,281	
年金事務所受託収入	23,216,765	0	0	0	0	23,216,765	(注3)
貯金預金の利息	0	0	1,036,902	0	0	1,036,902	
試験事務受託収入	99,829	0	0	0	0	99,829	(注4)
専用機器等譲り受け料収入	0	0	0	0	0	0	
ゆうちょ銀行受託収入	0	795,185	0	0	0	795,185	
協会けんぽ受託収入	21,600	0	0	0	0	21,600	(注5)
負担金収入	1,511,138	0	0	4,999,800	0	6,510,938	
研修事業負担金	152,000	0	0	0	0	152,000	(注6)
諸物領布斡旋収入	329,138	0	0	0	0	329,138	
東予支部事業負担金	565,000	0	0	0	0	565,000	(注7)
中予支部事業負担金	263,000	0	0	0	0	263,000	(注8)
南予支部事業負担金	162,000	0	0	0	0	162,000	(注9)
労働紛争解決センター関係費	40,000	0	0	0	0	40,000	
記念事業負担金収入	0	0	0	4,999,800	0	4,999,800	
交付金収入	13,572,239	0	0	0	0	13,572,239	
連合会等交付金等収入	1,815,236	0	0	0	0	1,815,236	(注10)
各種団体交付金等収入	11,757,003	0	0	0	0	11,757,003	(注11)
繰入金収入	0	0	0	5,054,281	△ 5,054,281	0	
一般会計収入	0	0	0	1,000,000	△ 1,000,000	0	
記念事業繰入金収入	0	0	0	4,054,281	△ 4,054,281	0	
雑収益	348,695	9,001	0	156,029	0	513,725	
受取利息	1,639	1	0	29	0	1,669	
雑収入	347,056	9,000	0	156,000	0	512,056	(注12)
経常収益計	74,511,266	804,186	1,036,902	10,210,110	△ 5,054,281	81,508,183	
(2) 事業活動支出						0	
1. 連合会支出	7,341,000	0	0	0	0	7,341,000	(注13)
2. 人件費支出	16,673,419	1,021,536	648,000	0	0	18,342,955	(注14)
給料手当	14,037,991	0	0	0	0	14,037,991	
法定福利費	2,389,428	0	0	0	0	2,389,428	
中退共掛金	246,000	0	0	0	0	246,000	
謝金	0	1,021,536	648,000	0	0	1,669,536	
3. 事業費支出	52,572,359	137,970	388,902	8,338,356	△ 5,054,281	56,383,306	
研修費	2,302,856	0	1,810	0	0	2,304,666	(注15)
広報宣伝費	1,578,857	0	259,200	0	0	1,838,057	(注16)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	記念事業 特別会計	統計操作	合 計	備考 (一般会計)
総合労働相談事業費	1,220,066	0	0	0	0	1,220,066	
労働紛争解決センター費	251,589	0	0	0	0	251,589	(注17)
会報発行費	900,468	0	0	0	0	900,468	(注18)
諸物領布斡旋費	221,587	0	0	0	0	221,587	
行政等連絡費	33,880	0	0	0	0	33,880	(注19)
行政協力等費	24,116,951	0	0	0	0	24,116,951	(注20)
会員厚生費	614,402	0	0	0	0	614,402	(注21)
名簿発行費	193,330	0	0	0	0	193,330	
会則等整備費	0	0	0	0	0	0	
表彰費	0	0	0	0	0	0	
東予支部費	1,140,358	0	0	0	0	1,140,358	(注22)
中予支部費	1,155,657	0	0	0	0	1,155,657	(注23)
南予支部費	562,000	0	0	0	0	562,000	(注24)
租税公課	2,298,300	0	0	0	0	2,298,300	(注25)
総会費	1,473,476	0	0	0	0	1,473,476	
会議費	1,387,904	0	32,400	0	0	1,420,304	(注26)
地域協議会費	870,790	0	0	0	0	870,790	(注27)
賃借料	617,151	0	0	0	0	617,151	(注28)
旅費交通費	110,920	0	15,800	0	0	126,720	
印刷製本費	635,469	0	0	0	0	635,469	(注29)
通信運搬費	782,386	0	17,532	0	0	799,918	(注30)
涉外費	290,320	0	0	0	0	290,320	(注31)
水道光熱費	568,196	0	0	0	0	568,196	
修繕費	0	0	0	0	0	0	
支払利息	103,042	0	0	0	0	103,042	(注32)
事務局費	2,975,691	137,970	26,780	0	0	3,140,441	(注33)
減価償却費	1,112,432	0	0	0	0	1,112,432	(注34)
消耗品費	0	0	35,380	0	0	35,380	
記念事業費	5,054,281	0	0	8,338,356	△ 5,054,281	8,338,356	(注35)
経常費用計	76,586,778	1,159,506	1,036,902	8,338,356	△ 5,054,281	82,067,261	
評議損益等調整前当期経常増減額	△ 2,075,512	△ 355,320	0	1,871,754	0	△ 559,078	
評議損益等計	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	△ 2,075,512	△ 355,320	0	1,871,754	0	△ 559,078	
2. 経常外増減の部						0	
(1) 経常外収益						0	
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 2,075,512	△ 355,320	0	1,871,754	0	△ 559,078	
一般正味財産期首残高	80,853,041	0	0	0	0	80,853,041	
一般正味財産期末残高	78,777,529	△ 355,320	0	1,871,754	0	80,293,963	
II 指定正味財産増減の部						0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	78,777,529	△ 355,320	0	1,871,754	0	80,293,963	

記念事業特別会計 収支計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 収入の部			
1. 繰入金収入	5,054,281	5,054,281	0
一般会計収入	1,000,000	1,000,000	0
記念事業繰入金収入	4,054,281	4,054,281	0
2. 負担金等収入	4,500,000	4,999,800	△ 499,800
政連負担金収入	1,500,000	1,500,000	0
SR 負担金収入	1,500,000	1,500,000	0
記念事業負担金収入(連合会、エス・アール・サービスより)	1,500,000	1,500,000	0
連合会式典参加者旅費負担金収入	0	499,800	△ 499,800
3. 寄付金収入	10,000	0	10,000
寄付金収入	10,000	0	10,000
4. 雑収入	0	156,029	△ 156,029
受取利息	0	29	△ 29
雑収入	0	156,000	△ 156,000
当期収入合計 (A)	9,564,281	10,210,110	△ 645,829
前期繰越収支差額	0	0	0
収入合計 (B)	9,564,281	10,210,110	△ 645,829
II 支出の部			
1. 事業費			
50周年記念式典関係費	3,300,000	2,960,612	339,388
式典費	1,100,000	1,035,112	64,888
祝宴	1,400,000	1,250,500	149,500
記念品	800,000	675,000	125,000
記念誌・広告費等	2,900,000	2,611,138	288,862
TV広告	1,900,000	1,620,540	279,460
記念誌	1,000,000	990,598	9,402
会議費等	3,064,281	2,582,760	481,521
通信費(案内送付等)	0	183,846	△ 183,846
予備費	300,000	0	300,000
当期支出合計 (C)	9,564,281	8,338,356	1,225,925
当期収支差額 (A) - (C)	0	1,871,754	△ 1,871,754
次期繰越収支差額	0	1,871,754	△ 1,871,754

令和元年度事業計画

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

現在、我が国は、新天皇の即位と、それに伴う「平成」から「令和」への改元を契機に、新たな時代への期待感が高まっている。

しかしながら、国内においては、「少子高齢化社会に伴う生産年齢人口の減少」や、「働く人々のニーズの多様化」などの課題に対応するための「働き方改革」や「特定技能外国人の受け入れ」など改革は端緒に就いたばかりであり、国外に目を転ずれば、米国の自国第一主義や台頭する中国への牽制、英国のEU離脱に伴う混迷、北朝鮮の核問題、日韓の外交的不和など、我が国の政治・経済を取り巻く環境は、依然として不透明である。

このような状況の下、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、未来に向かって国民一人ひとりが安心して働き暮らすことができる「人を大切にする企業づくり」の支援と「人を大切にする社会」の実現を目指して、引き続き愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）とより一層連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

また、近年、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の不適切な広告や情報発信、助成金業務に関する不適切な行為等、職業倫理の徹底をひときわ強く喚起しなければならないような事案が全国で発生しており、社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われていることから、今年度も引き続いだり、より一層職業倫理と品位保持の取組みを強化し、信頼向上に努める。

以上のことと踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行っていきます。会報が会員の「集いの広場」的な紙面となるよう、「That's学」、「みかけによ欄」、「フレッシュ会員広場」等々、出来るだけ多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップする。
- (3) 規定等の改正の必要性があれば実施する。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な会計管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により本会主催の無料相談会（社労士制度推進月間に県下各地で開催）を開催する。

また、育児・介護・疾病の治療等と仕事の両立支援への取組みや、人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業への支援により、社労士の業務領域拡大のための施策を、連合会と連携して検討、実施する。

さらに、労働条件審査、サイバー法人台帳ROBINSを活用した経営労務診断サービスへの取組みを推進するとともに、会員の電子申請の促進による業務効率の向上、SRPⅡ認証制度への取組みを支援することにより会員の情報セキュリティ強化を支援する。

(2) 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業を本年度も10校を目標に実施する。

また、日本年金機構又は街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催を通じ、わが国の年金制度の維持発展に貢献する人材を育成する。

さらに、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、わが県においても甚大な被害が発生したところであるが、今後、災害が発生した際の支援のあり方について、他士業と連携しつつ検討していく。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

労働保険年度更新受付会への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼（みんなの生活展〈松山市〉、お仕事フェスタ〈河原学園〉等）があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

4. 研修委員会

連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め、下記の内容にて開催実施する。

(1) 「働き方改革への対応」についての研修

働き方改革に取り組む事業主を支援するために、資質の向上・専門性向上のための研修を実施する。また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させるための研修について実施する。

(2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努める。

(3) 新規入会者研修について

新規入会者を対象とし、社労士としての必要な基礎知識を習得するための研修、職業倫理の遵守に関する研修を年1回実施する。また、会の組織、事業内容等について紹介するとともに、新規入会者の会への積極的な参加を図る。

(4) メンタリング制度の実施について

新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、メンタリング制度の効果的な実施を行う。また、利用者と共にメンタリング制度の周知を行う。

(5) 分野別研修

ア. 法令研修

各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を習得するため、法令の制定・改正の時期に合わせて行う。

イ. 3号業務研修

労務管理に関する相談・指導に関する知識・技術の向上を図ること及び1・2号から3号までの横断的な労務管理等に関する知識・技術の向上を図るための研修を行う。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

① 社会保険労務士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。

② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。

③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。

② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。

③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、テレビ・ラジオでのスポットCM、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。

④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。

⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンなどに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、Tシャツ・ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。

⑥ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。

6. 各支部

(1) 東予支部

① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回開催する。

② 労働研修会については、なお一層の努力を重ねて、安定行政にも意見交換会への参加を呼びかけ、充実の研修会となるよう努める。

③ 支部幹事会を年4回の範囲内で開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。

④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境作りを行う。忘年会と懇親旅行とを交互に行うこととする。

(2) 中予支部

① 外部環境の変化を踏まえ、実務に有益な研修をタイムリーに行い、支部会員の資質の向上を図る。

・ 支部研修会を2回開催し、テーマは実務的で事務能力の向上に資するものを選定する。

- ・支部研修会の講師は原則として行政担当者等に依頼するとともに、行政等との意見交換会を開催することにより意思疎通の円滑化に努める。
- ②支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。
 - ・入会歴が浅い会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテラン、新入会員ともに参加しやすい、より多くの会員に参加してもらえる厚生事業を企画する。
 - ・厚生事業及び行政等との意見交換会への参加を会員に呼びかけ、会員相互の交流を支援する。
- ③支部研修会のテーマ選定、企画、運営を積極的に支部役員が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材を育成する。
- (3)南予支部

今年度は、変革が求められている南予支部において、支部としてのあり方、本会と支部のあり方、役員選出方法等もう一度原点に返り見直しを図る。

また、支部会員の資質の向上を図るために、実務に即した研修を行うと共に、親睦を図り組織的な活動をしていく。具体的な目標は次の通り。

 - ①愛媛会会則を始め各種規定の確認、勉強会を行う。
 - ②労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各機関の協力を得て実施する。
 - ③行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な業務運営を図る。
 - ④会員間の意志疎通や福利厚生を充実するために、厚生事業や親睦会を開催する。
 - ⑤優良企業の経営者を招いて勉強会を行う。

7. 総合労働相談所

総合労働相談所は、労働問題に関するあらゆる分野についての相談に応じ、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものである。相談員個々の相談対応の質の維持向上のため、研修会等を実施し、一層実績を挙げるための活動を推進する。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互の連携を図り、あっせんにつなげる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与する。

8. 労働紛争解決センター愛媛

- (1)総合労働相談所との連携の強化及び積極的な広報活動を行い、あっせん申立て件数の増加を目指す。
- (2)あっせん委員候補者研修により、あっせん技法のスキルアップを図るとともに、総合労働相談所との合同研修会を開催し、具体的なあっせん事案の検討を行い、あっせん手続きに関する知識、技能についての理解を深める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1)関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。
- (2)愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。
- (3)例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。
- (4)年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。
- (5)「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。
- (6)社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。
- (7)政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。
- (8)愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1)研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。
- (2)国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。
- (3)正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。
- (4)事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。
 - ①事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。
 - ②会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。
 - ③事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。
- (5)社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

令和元年度収入支出予算

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,702,000	0	0	33,702,000
入会金	750,000	0	0	750,000
会員会費	32,952,000	0	0	32,952,000
事業収入	23,271,000	262,440	1,800,000	25,333,440
年金事務所受託収入	23,171,000	0	0	23,171,000
飼育料相談センター(オフィス)受託収入	0	0	1,800,000	1,800,000
試験事務受託収入	100,000	0	0	100,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	262,440	0	262,440
協会けんぽ受託収入	0	0	0	0
負担金収入	3,246,000	0	0	3,246,000
研修事業負担金	830,000	0	0	830,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	0	0	700,000
東予支部事業負担金	632,000	0	0	632,000
中予支部事業負担金	570,000	0	0	570,000
南予支部事業負担金	514,000	0	0	514,000
交付金収入	14,220,000	0	0	14,220,000
連合会等交付金等収入	1,590,000	0	0	1,590,000
各種団体交付金等収入	12,630,000	0	0	12,630,000
雑収入	275,000	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	270,000
事業活動収入計	74,714,000	262,440	1,800,000	76,776,440
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,935,000	0	0	6,935,000
人件費支出	18,224,000	200,000	648,000	19,072,000
給料手当	15,324,000	0	0	15,324,000
法定福利費	2,500,000	0	0	2,500,000
中退共掛金	400,000	0	0	400,000
謝金	0	200,000	648,000	848,000
事業費支出	54,648,000	62,440	1,152,000	55,862,440
研修費	3,950,000	0	110,000	4,060,000
広報宣伝費	2,230,000	0	350,000	2,580,000
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	1,380,000
労働条件審査費	100,000	0	0	100,000
成年後見制度事業費	0	0	0	0
45周年記念事業費	0	0	0	0
会報発行費	900,000	0	0	900,000
諸物頒布斡旋費	600,000	0	0	600,000
行政等連絡費	200,000	0	0	200,000
行政協力等費	23,172,000	0	0	23,172,000
会員厚生費	500,000	0	0	500,000
名簿発行費	200,000	0	0	200,000
会則等整備費	200,000	0	0	200,000
表彰費	150,000	0	0	150,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
東予支部費	1,450,000	0	0	1,450,000
中予支部費	2,000,000	0	0	2,000,000
南予支部費	914,000	0	0	914,000
租税公課	1,286,000	0	0	1,286,000
総会費	1,500,000	0	0	1,500,000
会議費	2,906,000	0	200,000	3,106,000
地域協議会費	1,500,000	0	0	1,500,000
賃借料	700,000	0	0	700,000
旅費交通費	500,000	0	100,000	600,000
印刷製本費	800,000	0	0	800,000
通信運搬費	1,200,000	0	150,000	1,350,000
涉外費	500,000	0	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	0	600,000
修繕費	300,000	0	0	300,000
支払利息	110,000	0	0	110,000
事務局費	3,000,000	62,440	242,000	3,304,440
消耗品費	0	0	0	0
記念事業費	0	0	0	0
予備費	2,500,000	0	0	2,500,000
事業活動支出計	82,307,000	262,440	1,800,000	84,369,440
事業活動収支差額	△ 7,593,000	0	0	△ 7,593,000
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	0	0	1,500,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
記念事業積立金	500,000	0	0	0
固定資産取得支出	500,000	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	500,000
投資活動支出計	2,000,000	0	0	2,000,000
投資活動収支差額	△ 2,000,000	0	0	△ 2,000,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	2,120,000			2,120,000
財務活動支出計	2,120,000	0	0	2,120,000
財務活動収支差額	△ 2,120,000	0	0	△ 2,120,000
当期収支差額	△ 11,713,000	0	0	△ 11,713,000
前期繰越収支差額	16,648,056	0	0	16,648,056
次期繰越収支差額	4,935,056	0	0	4,935,056

令和元年度収入支出予算

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,702,000	35,790,000	△ 2,088,000	
入会金	750,000	750,000	0	(注1)
会員会費	32,952,000	35,040,000	△ 2,088,000	(注2)
事業収入	23,271,000	24,240,000	△ 969,000	
年金事務所受託収入	23,171,000	23,540,000	△ 369,000	(注3)
試験事務受託収入	100,000	100,000	0	(注4)
協会けんぽ受託収入	0	600,000	△ 600,000	(注5)
負担金収入	3,246,000	3,246,000	0	
研修事業負担金	830,000	830,000	0	(注6)
諸物領布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	632,000	632,000	0	(注7)
中予支部事業負担金	570,000	570,000	0	(注8)
南予支部事業負担金	514,000	514,000	0	(注9)
交付金収入	14,220,000	14,220,000	0	
連合会等交付金等収入	1,590,000	1,590,000	0	(注10)
各種団体交付金等収入	12,630,000	12,630,000	0	(注11)
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0	(注12)
事業活動収入計	74,714,000	77,771,000	△ 3,057,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,935,000	7,374,000	△ 439,000	(注13)
人件費支出	18,224,000	17,907,000	317,000	(注14)
給料手当	15,324,000	15,107,000	217,000	
法定福利費	2,500,000	2,500,000	0	
中退共掛金	400,000	300,000	100,000	
事業費支出	54,648,000	58,233,000	△ 3,585,000	
研修費	3,950,000	4,250,000	△ 300,000	(注15)
広報宣伝費	2,230,000	2,230,000	0	(注16)
総合労働相談事業費	1,800,000	1,800,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	100,000	100,000	0	
成年後見制度事業費	0	0	0	
会報発行費	900,000	870,000	30,000	(注17)
諸物領布斡旋費	600,000	600,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0	(注18)
行政協力等費	23,172,000	24,140,000	△ 968,000	(注19)
会員厚生費	500,000	500,000	0	(注20)
名簿発行費	200,000	200,000	0	
会則等整備費	200,000	200,000	0	
表彰費	150,000	150,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
東予支部費	1,450,000	1,450,000	0	(注21)
中予支部費	2,000,000	2,000,000	0	(注22)
南予支部費	914,000	914,000	0	(注23)
租税公課	1,286,000	2,233,000	△ 947,000	(注24)
総会費	1,500,000	1,300,000	200,000	
会議費	2,906,000	3,506,000	△ 600,000	(注25)
地域協議会費	1,500,000	1,500,000	0	(注26)
賃借料	700,000	700,000	0	(注27)
旅費交通費	500,000	500,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0	(注28)
通信運搬費	1,200,000	1,200,000	0	(注29)
涉外費	500,000	500,000	0	(注30)
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	300,000	300,000	0	(注31)
支払利息	110,000	110,000	0	(注32)
事務局費	3,000,000	3,000,000	0	(注33)
記念事業費	0	1,000,000	△ 1,000,000	
予備費 (総支出83,514,000 × 3% = 2,505,420)	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	82,307,000	86,014,000	△ 3,707,000	
事業活動収支差額	△ 7,593,000	△ 8,243,000	650,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,000,000	500,000	
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立金	500,000	0	500,000	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	2,000,000	1,500,000	500,000	
投資活動収支差額	△ 2,000,000	△ 1,500,000	△ 500,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	2,120,000	2,120,000	0	(注34)
財務活動支出計	2,120,000	2,120,000	0	
財務活動収支差額	△ 2,120,000	△ 2,120,000	0	
当期収支差額	△ 11,713,000	△ 11,863,000	150,000	
前期繰越収支差額	16,648,056	17,413,609	△ 765,553	
次期繰越収支差額	4,935,056	5,550,609	△ 615,553	

理事会だより**〔理事会〕**

※令和元年5月16日(木) 県会事務局会議室において、第246回理事会を開催した。

- 1 令和元年度通常総会の議案書について
- 2 令和元年度通常総会の役割分担について
- 3 その他

※令和元年6月25日(火) 県会事務局会議室において、第249回理事会を開催した。

- 1 支部について
- 2 常務委員会について
- 3 綱紀委員会について
- 4 総合労働相談所について
- 5 ADRについて
- 6 その他

委員会だより**〔総務委員会〕**

※令和元年7月12日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 自己紹介
- 2 会報(7月号)について
- 3 その他

〔財務委員会〕

※令和元年5月13日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成30年度決算について
- 2 令和元年度予算(案)について
- 3 その他

〔事業委員会〕

※平成31年4月19日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成31年度臨時労働保険指導員候補者について
- 2 2019年職業訓練指導員講習の講師派遣について
- 3 その他

〔支部だより〕**〔東予支部〕**

※令和元年5月14日(火) 東予支部社会保険関係等研修会(今治ブロック)を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 令和元年度算定基礎届の作成要領と注意点
- 2 外国人労働者の年金について
- 3 扶養親族確認の注意点
- 4 傷病手当等の記載上の注意点

※令和元年5月24日(金) 東予支部社会保険関係等研修会(新居浜ブロック)を開催した。

場 所 レーイグラツツエふじ

内 容

- 1 令和元年度算定基礎届の作成要領と注意点
- 2 外国人労働者採用時及び退職時における注意点の色々(10年年金か脱退一時金か)
- 3 被扶養者資格再確認業務の留意点

4 傷病手当金支給申請時の留意点**〔中予支部〕**

※平成31年4月19日(金) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 5月17日開催の支部会・研修会について
- 2 平成31年度中予支部推薦理事・監事候補者について
- 3 その他

※令和元年5月17日(金) 中予支部会・研修会を開催した。

場 所 ホテルマイステイズ松山

内 容

支部会

- 1 平成30年度支部事業報告
- 2 令和元年度支部事業計画・予算の報告
- 3 理事・監事候補者推薦について
- 4 新人会員紹介

研修会

- 1 年度更新、一括有期事業開始届について
- 2 算定基礎届、マイナンバーと保険証について
- 3 外国人労働者の受入れと労務管理について
- 4 改正労基法(36協定、年次有給休暇等)について
- 5 同一労働・同一賃金、勤務間インターバルについて
- 6 扶養調書について

※令和元年7月8日(月) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 支部長他委員の挨拶
- 2 各委員会の委員の選定について
- 3 10月支部研修会について
- 4 厚生事業について
- 5 その他

〔南予支部〕

※平成31年4月19日(金) 南予支部会を開催した。

場 所 みなとオアシス八幡浜みなと

※令和元年5月29日(水) 南予支部算定基礎届等研修会を開催した。

場 所 宇和島市 パフィオ宇和島

内 容

- 1 算定基礎届業務について
- 2 被扶養者資格再確認業務について
- 3 産業雇用安定センター業務について
- 4 高齢・障害関係助成金について

※令和元年7月8日(月) 南予支部役員会を開催した。

場 所 岡本社労士事務所 会議室

内 容

- 1 県理事会報告について
- 2 令和元年度事業について
- 3 労働関係研修会について
- 4 宇和島年金事務所との連絡会議について
- 5 その他

新 入 会 員 紹 介



【氏名】

坂本 小百合

【支部】

中予

【開業／勤務／その他】

開業

① 社会保険労務士となった動機

以前勤めていた会計事務所で給与計算に携わり、社会保険料の徴収等の勉強をしていく中で社労士の存在を知りました。資格取得を目指し仕事の得意分野を作りたいと思いました。

② 自己紹介

3月まで派遣元事業所に勤務しておりましたが退職を機に税理士事務所内に社労士事務所を併設致しました。体が資本と思いヨガを続けておりますが、年々体が硬くなっています。それでも頭まで固くならないように何か楽しいことを見つけたいです。

③ 今後の抱負

様々な相談業務に対応できる力を身につける為に、一歩ずつ確実に経験を積み重ねていきたいと思います。

④ 会への意見・要望

今度ともご指導賜りますようよろしくお願ひ致します。

中退共
CHU-TAI-KYO

**中小企業の退職金
国の制度が
サポートします。**

お気軽にお問合せください

(独)労働者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部**
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

今後の行事予定

- 9月13日(金) 中国・四国地域協議会会長会議 (岡山)
- 9月24日(火) 中予支部研修会 (東京第一ホテル松山)
- 10月4日(金)・5日(土) 中国・四国地域協議会フォーラム (鳥取)
- 10月16日(水) 一般企業向けセミナー (東京第一ホテル松山)
- 10月23日(水) 研修会 (予定)
- 11月15日(金) 研修会 (予定)
- 11月22日(金) 中国・四国地域協議会 (愛媛)
- 12月6日(金) 中予支部厚生事業



お 知 ら せ

6月20日より勤務をしております、田中と申します。
できるだけ早く職場環境や仕事に慣れ、少しでも皆様のお役に立てるよう精進してまいります。
よろしくお願ひ致します。

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

編集後記

年更と算定も終わり一息。そこで以前から読もうと温めていた藤沢周平の時代小説、「秘太刀 馬の骨」を手に取ります。

時は江戸時代、ある日、家老から呼び出された浅沼半十郎と石橋銀次郎の二人は、秘太刀「馬の骨」なる秘剣の存在を知らされ、その使い手を探し出す密命を受ける。下手人不明のまま闇に埋もれていた藩を搖るがす6年前の暗殺事件に、幻の剣術「馬の骨」が使われたという噂が流れたからだ。「馬の骨」とは、疾走する暴れ馬の首の骨を一刀両断したという相伝の秘太刀だが、誰に伝授されているかは分からぬ。銀次郎は、使い手と目される6人の剣客と一人ずつ立ち合い、戦いの中で秘剣の使い手を探し出そうと試みるのだった。はたして「馬の骨」の使い手は誰なのか…。2005年にNHKでも放映された傑作小説。とても楽しく読み進めてます。

会報につきましては年に4回発行されますが、引き続き会員の皆さまの愛読書になるよう努めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(Y.K)

会員数一覧表

令和元年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	68	171	25	264
法人の社員	6	18	2	26
勤務	9	33	5	47
その他	7	18	2	27
合計	90	240	34	364

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	5	11	1	17

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社